平成２２年（フ）第６６７号
愛知県岡崎市竜美北１丁目３番地35　サンセール竜美201
債務者　中山伊佐雄
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０３５号
熊本市萩原町10番２号
債務者　長谷川善久
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字玻名城76番地１
債務者　喜瀬　達子（旧姓親川）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１号
沖縄県那覇市三原２丁目３番28号　伊波アパート102
債務者　小渡　芳子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３８４３号
旭川市豊岡15条６丁目７番５号　ソシアⅡ－Ａ206号室、申立時の住所札幌市中央区南４条東５丁目１番地34　スカイガーデン札幌南503号
債務者　千葉　茂夫
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９６１号
札幌市西区琴似３条５丁目３番27号　宮田マンション401号
債務者　谷口　由枝（旧姓沖田）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３２号
札幌市南区真駒内泉町１丁目３番３―104号
債務者　林　美佐子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１４７号
札幌市中央区大通西28丁目４番７―101号
債務者　鈴木　義造
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１６３号
札幌市中央区南10条西８丁目１番17―210号
債務者　星　加寿子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１号
北海道千歳市寿１丁目11番７―25号
債務者　長谷川佐智子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２号
札幌市東区本町２条９丁目２番15―104号
債務者　高村　知代（旧姓白崎）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８号
北海道江別市大麻扇町４番地の６　レオパレスグレイスポプラ213号室
債務者　前田　信次
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０号
北海道稚内市声問３丁目11番６号
債務者　田中　俊介
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第６２１号
群馬県前橋市下新田町556番地２　ウィンダムＢ―101号
債務者　大塚　順子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６５３号
群馬県前橋市端気町113番地２
債務者　渡邉　裕佳（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６８０号
群馬県前橋市東片貝町853番地１　第３サンライフ大島101号
債務者　北爪　則子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
群馬県北群馬郡吉岡町大字陣場306番地１　小林一男アパート
債務者　森岡　一久
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字小泉487番地３
債務者　船越　眞一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所